

株式会社 インティメイト エイド訪問看護ステーション

訪問看護重要事項説明書

訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

＜ 令和 7年 5月 1日現在 ＞

1. 訪問看護ステーションの指定番号およびサービス提供地域

法人名	株式会社 インティメイト
所在地	東京都練馬区石神井台 3-9-3
代表者氏名	代表取締役 星 英典
事業者名	エイド訪問看護ステーション
所在地	神奈川県川崎市宮前区鷺沼 3-5-1 8 第2 鷺坂ビル 301 号
事業所番号	介護保険 指定訪問看護事業所番号 第1465590328
サービス提供する地域	川崎市宮前区、多摩区、麻生区、横浜市都筑区、港北区、青葉区 大和市、府中市、多摩市、狛江市 ※上記以外の方でもご希望の方はご相談ください。
事業所のサービス方針	エイド訪問看護ステーションでは、ご利用になられる方の日常生活のサポートを行っております。より豊かで安定した生活が送れるよう、主治医の指示のもと、看護師等が定期的に訪問し、必要なケアの実施、在宅療養のお手伝いをさせていただきます。

2. 事業所の職員体制

管理者：	看護師 1名
看護師：	常勤 4人 非常勤 3人

3. 営業日時

月曜日～金曜日：	午前9時00分～午後18時00分
土曜日：	ご相談ください
日曜日、祝日 年末年始 (12月30日～ 1月3日)	休業日 ※ただし、24時間の連絡・対応体制を整えております。

4. サービスの利用開始

お申し込みいただき、医師からの訪問看護指示書を受け取った後に、当事業所の職員が伺います。その際、契約を締結し、サービスの提供を開始します。

医師からの訪問看護指示書発行には診療報酬の訪問看護指示料（300点）が発生しますのでご了承ください。（かかりつけの医療機関への支払いとなります）

5. 訪問看護の内容

- (1) 病状の観察、心身の観察とケア
- (2) 日常生活の援助と指導（食事指導・排泄介助・身体の清潔保持・床ずれ予防）
- (3) 医師の指示による医療処置
- (4) リハビリテーション
- (5) 介護者、家族の健康・療養・介護についての相談
- (6) 各種在宅サービスに関する相談と情報提供
- (7) ターミナルケア（終末期のケア）

6. 訪問時間及び費用

【介護保険】

（令和6年6月1日改定）

(1) 基本料金

訪問看護（基本料金）					介護予防訪問看護（基本料金）			
訪問時間	単位数	自己負担分／回			単位数	自己負担分／回		
		1割	2割	3割		1割	2割	3割
20分未満 （※算定要件あり）	314単位	349円	698円	1,047円	303単位	337円	674円	1,011円
30分未満	471単位	524円	1,048円	1,572円	451単位	502円	1,004円	1,506円
30分以上60分未満	823単位	915円	1,830円	2,745円	794単位	883円	1,766円	2,649円
60分以上90分未満	1128単位	1,254円	2,508円	3,762円	1090単位	1,212円	2,424円	3,636円
理学療法士等の場合 1回20分	294単位	327円	654円	981円	284単位	316円	632円	948円

※訪問看護費の額は、介護保険法に基づいた単位数に、地域区分（2級地11.12円）の単価を乗じた額となっております。

※理学療法士等による訪問看護は、1回当たり20分以上とし、週に6回を限度として訪問できます。

(2) 各種加算料金

項目	内容	単位数	自己負担分		
			1割	2割	3割
緊急時訪問看護加算（Ⅰ） （月1回）	必要に応じての緊急訪問対応契約	600単位	667円	1,334円	2,001円
緊急時訪問看護加算（Ⅱ） （月1回）		574単位	638円	1,276円	1,914円
特別管理加算Ⅰ （月1回）	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態等	500単位	556円	1,112円	1,668円
特別管理加算Ⅱ （月1回）	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等	250単位	278円	556円	834円

複数名訪問加算Ⅰ	2人の看護師が同時に訪問看護を行う場合 30分未満	254単位	282円	564円	846円
	30分以上	402単位	447円	894円	1,341円
長時間訪問看護加算	1回の訪問が90分以上超えた場合	300単位	334円	668円	1,002円
サービス提供体制強化加算	厚生労働大臣が定める基準に適合	3単位	3円	7円	10円
ターミナルケア加算	在宅で看取りに必要なケアがなされた時	2,500単位	2,780円	5,560円	8,340円
初回加算（Ⅰ）	病院、診療所等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合	350単位	334円	667円	1,001円
初回加算（Ⅱ）	新規に訪問看護計画を作成し訪問看護を提供した場合	300単位	334円	667円	1,001円
退院時共同指導加算	入院中若しくは入所中の者に対して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合	600単位	667円	1,334円	2,002円
看護・介護職員連携強化加算（月1回）	たんの吸引等が必要な利用者に訪問介護事業所と連携し、計画の作成等に対する助言等の支援を行った場合	250単位	278円	556円	834円
看護体制強化加算（Ⅰ）	中重度の要介護者の在宅生活を支える訪問看護体制の評価、基準に適合している場合	550単位	612円	1,223円	1,835円
看護体制強化加算（Ⅱ）		200単位	222円	445円	667円
看護体制強化加算（予防訪問看護）		100単位	111円	222円	334円
早朝・夜間加算	6時～8時・18時～22時	単位数の25%			
深夜加算	22時～6時	単位数の50%			
専門管理加算	緩和ケア等に係る専門の研修を受けた看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	250単位	278円	556円	834円
口腔連携強化加算	口腔の評価を歯科医療機関及び介護支援専門員に情報提供した場合	50単位	56円	111円	167円
＊介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。後日サービス提供証明書を保険者の窓口へ提出しますと、自己負担額との差額の払い戻しを受けることができます。 ＊主治医の診療に基づき、一時的に頻回な訪問看護の必要性を認めた場合は、特別訪問看護指示書の交付により医療保険にて訪問します。					

【医療保険】

(令和 6 年 6 月 1 日改定)

* 訪問回数は厚生労働大臣の定める疾病等及び特別訪問看護指示書が交付された場合を除き、週 3 日までとなっています。

* 訪問時間は 30 分以上 1 時間 30 分未満となっています。

* 料金は下記の通りですが、自己負担分は保険の種類などにより異なります。(1～3 割)

* 生活保護、精神、難病等公費を利用する場合は料金が異なります。

(1) 基本料金 (基本療養費と管理療養費を合わせて請求)

項目	内容			自己負担分／回		
				1 割	2 割	3 割
訪問看護基本療養費（Ⅰ） 保健師、助産師、看護師による場合	週 3 日まで			555 円	1,110 円	1,665 円
	週 4 日目以降			655 円	1,310 円	1,965 円
	悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケアまたは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が訪問した場合			1,285 円	2,570 円	3,855 円
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合			週 3 日まで	555 円	1,110 円	1,665 円
訪問看護基本療養費（Ⅱ）	同一建物居住者 で同一日複数者	週 3 日まで	同一日 2 人	555 円	1,110 円	1,665 円
			同一日 3 人	278 円	556 円	834 円
		週 4 日目以降	同一日 2 人	655 円	1,310 円	1,965 円
			同一日 3 人	328 円	656 円	984 円
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合	週 3 日まで	同一日 2 人	555 円	1,110 円	1,665 円	
		同一日 3 人	278 円	556 円	834 円	
訪問看護基本療養費（Ⅲ）	外泊中の訪問看護・算定要件あり			850 円	1,700 円	2,550 円
管理療養費	月の初日			767 円	1,534 円	2,301 円
	機能強化型Ⅰ			1,323 円	2,646 円	3,969 円
	機能強化型Ⅱ			1,003 円	2,006 円	3,009 円
	機能強化型Ⅲ			870 円	1,740 円	2,610 円
	月の 2 日目以降 管理療養費 1 管理療養費 2			300 円 250 円	600 円 500 円	900 円 750 円
精神科基本療養費（Ⅰ）	週 3 日まで	30 分未満	30 分未満	425 円	850 円	1,275 円
			30 分以上	555 円	1,110 円	1,665 円
	週 4 日以降	30 分未満	30 分未満	510 円	1,020 円	1,530 円
			30 分以上	655 円	1,310 円	1,965 円
精神科基本療養費（Ⅲ）	同一建物居住者 で同一日複数者	週 3 日まで （30 分以上）	同一日 2 人	555 円	1,110 円	1,665 円
			同一日 3 人	278 円	556 円	834 円

	(30 分未満の場合 は別)	週 4 日目以降 (30 分以上)	同 一 日 2 人	655 円	1,310 円	1,965 円
			同 一 日 3 人	328 円	656 円	984 円
精神科基本療養費 (Ⅳ)	外泊中の訪問看護・算定要件あり			850 円	1,700 円	2,550 円

(2) 各種加算料金

項目	内容		自己負担分／回		
			1 割	2 割	3 割
24 時間対応体制加算 (月 1 回)	(イ) 24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組みが行われている		680 円	1,360 円	2,040 円
	(イ) 以外		652 円	1,304 円	1,956 円
緊急訪問看護加算 (1 回/日)	診療所、在宅療養支援病院との連携により緊急訪問した場合	月 14 日目まで	265 円	530 円	795 円
精神科緊急訪問看護加算 (1 回/日)		月 15 日目以降	200 円	400 円	600 円
夜間・早朝訪問看護加算	6 時～8 時・18 時～22 時		210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算	22 時～6 時		420 円	840 円	1,260 円
特別管理加算 (月 1 回)	在宅悪性腫瘍患者指導管理等や留置カテーテルを使用している場合など		500 円	1,000 円	1,500 円
	在宅酸素・経管栄養、訪問点滴注射管理指導、真皮を超える褥創の状態等		250 円	500 円	750 円
長時間訪問看護加算	90 分を超える訪問看護 特別訪問看護指示書による利用者、特別な管理を必要とする者は週 1 回、15 歳未満の 超重症児・準超重症児、15 歳未満の医療的 ケア児は週 3 回		520 円	1,040 円	1,560 円
複数名訪問看護加算 ＊看護師等と同時（看護師、 保健師、理学・作業療法士） 週日を限度 介護補助者週 3 回限度	週 1 回 1 日に 1 回	同一敷地内 2 人まで	450 円	900 円	1,350 円
		同一敷地内 3 人以上	400 円	800 円	1,200 円
	週 2～3 回 1 日に 1 回	同一敷地内 2 人まで	300 円	600 円	900 円
		同一敷地内 3 人以上	270 円	540 円	810 円
	1 日に 2 回	同一敷地内 2 人まで	600 円	1,200 円	1,800 円
		同一敷地内 3 人以上	540 円	1,080 円	1,620 円
	1 日に 3 回以上	同一敷地内 2 人まで	1,000 円	2,000 円	3,000 円
		同一敷地内 3 人以上	900 円	1,800 円	2,700 円
複数名精神科訪問看護加算	1 日 1 回	同一敷地内 2 人まで	450 円	900 円	1,350 円
		同一敷地内 3 人以上	400 円	800 円	1,200 円
	1 日 2 回	同一敷地内 2 人まで	900 円	1,800 円	2,700 円
		同一敷地内 3 人以上	810 円	1,620 円	2,430 円

	1日3回以上	同一敷地内2人まで	1,450円	2,900円	4,350円
		同一敷地内3人以上	1,300円	2,600円	3,900円
難病複数回訪問加算	1日につき	同一敷地内2人まで	450円	900円	1,350円
		同一敷地内3人以上	400円	800円	1,200円
	1日3回以上訪問の場合	同一敷地内2人まで	800円	1,600円	2,400円
		同一敷地内3人以上	720円	1,440円	2,160円
乳幼児加算(6歳未満)	(1日につき)				
	(1) 6歳未満乳幼児		130円	260円	390円
	(2) 6歳未満かつ超重症児、準超重症児		180円	360円	540円
退院時共同指導加算	入院中若しくは入所中の者に対して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合		800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算	※ 特別管理加算対象の方の場合追加加算		200円	400円	600円
退院支援指導加算	末期の悪性腫瘍等の患者に対し、退院日に在宅において療養上必要な指導を行った場合		600円	1,200円	1,800円
	長時間の訪問を要する者に対し長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合		840円	1,680円	2,520円
在宅患者連携指導加算	訪問診療を実施している医療関係職種間で、月2回以上、文書により情報共有を行い、共有された情報を基に、利用者・その家族に対して指導を行った場合		300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	※月2回まで		200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算 (月1回)	たんの吸引等が必要な利用者に訪問介護事業所と連携し、計画の作成等に対する助言等の支援を行った場合		250円	500円	750円
専門管理加算(月1回)	緩和ケア、褥瘡または人工肛門ケア等に係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合		250円	500円	750円
訪問看護ターミナルケア療養費	ターミナルケア療養費Ⅰ	自宅	2,500円	5,000円	7,500円
	ターミナルケア療養費Ⅱ	施設	1,000円	2,000円	3,000円
情報提供療養費1	区市町村等		150円	300円	450円
情報提供療養費2	学校、保育所等入学入園、転学転園時		150円	300円	450円
情報提供療養費3	入院・入所の際		150円	300円	450円
DX情報活用加算(月1回)	医療DX情報活用した訪問看護の提供		5円	10円	15円
訪問看護ベースアップ評価料 (月1回)	訪問看護ステーションの処遇改善		78円	156円	234円

7. その他の料金について（自費）

（１） 訪問看護キャンセル料金（消費税込）	2,000 円
（２） エンゼルケア（死後の処置）料金（消費税込）	20,000 円

8. キャンセルについて

訪問看護をキャンセルされる場合は、前日の 17 時までにご連絡ください。

当日キャンセルの場合は、キャンセル料金が発生します。ただし、体調不良による緊急受診・入院の場合はこの限りではありません。

9. 利用料金の請求と支払方法

（１） 支払い方法は、現金徴収か銀行振り込みとなります。

三井住友銀行 大泉支店 （普） 7283158 カインティメイト

（２） 月ごとに精算し、当該月分の請求書を翌月の 10 日前後に発行いたします。現金徴収後、または引き落としの完了確認後、領収書を発行いたします。

（３） 領収書の再発行はいたしません。確定申告の医療費控除を受ける場合に必要です。大切に保管してください。

10. 事故発生時の対応事故が発生した場合は、利用者の家族・主治医・居宅介護支援事業者・区市町村等に対して連絡等を行います。当該事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、事故原因を説明して再発生を防ぐための対策を講じます。また、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11. 天災等発生時の訪問

天災その他の事由により連絡なく契約上定められた時期に訪問することができなくなる場合があります。

12. 学生の実習

当事業所では、看護大学や看護専門学校等の学生実習を受け入れています。ご都合をお伺いして看護師と一緒に訪問させていただく場合があります。

13. 秘密の保持と個人情報の保護職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後及び職員の退職後も同様です。また、利用者又は家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者及び家族の個人情報を用いません。

14. 虐待防止のための措置事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、虐待防止を普及・啓発するための研修を実施する等の措置を講じます。

（１） 事業所は利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

- (2) 当該事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に 周知徹底を図ります。
- (4) 事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。

虐待防止責任者： 所長 工藤 香理

1 5. 身体的拘束等の適正化のための措置事業所は、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、以下の対策を講じます。

- (1) 身体的拘束を行う場合には、主治医及び他機関と連携を図り、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備いたします。
- (3) 身体的拘束などの適正化のための委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (4) 職員に対して身体的拘束等の適正化のための研修等を定期的に実施します。

1 6. ハラスメントの防止事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 職場内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめる行為
 - ③ 性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、利用者及びその家族等が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、ハラスメント防止委員会により、再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善、利用契約の解約等の措置を講じます。

1 7. 感染症対策について

事業所において感染症の発生、又は蔓延しないように次に掲げる措置を講じます。

- (1) 職員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。事業所の設備及び 備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備いたします。
- (3) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (4) 職員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

18. 事業継続に向けた取り組みについて

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

19. サービス内容に関する苦情

- (1) 相談窓口を設置していますので下記の番号にご連絡下さい

担当：エイド訪問看護ステーション 管理者：工藤 香理

電話 044-948-5047（受付時間 月曜～金曜 午前9時00分～午後18時00分）

- (2) 当事業所以外にも以下のとおり苦情を受け付ける窓口があります。

☐ 川崎市宮前区 高齢・障害課	電話 044-856-3238
☐ 川崎市多摩区 高齢・障害課	電話 044-935-3187
☐ 川崎市麻生区 高齢・障害課	電話 044-965-5146
☐ 横浜市都筑区 高齢・障害支援課	電話 045-948-2306
☐ 横浜市青葉区 高齢・障害支援課	電話 045-978-2479
☐ 横浜市港北区 高齢・障害支援課	電話 045-540-2325
☐ 横浜市居宅介護事業課	電話 045-671-3413
☐ 川崎市高齢事業推進課 事業者指導係	電話 044-200-2910
☐ 大和市健康福祉部介護保険課	電話 046-260-5170
☐ 府中市 権利擁護センターふちゅう	電話 042-360-3900
☐ 狛江市 あんしん狛江（福祉サービス利用者支援室）	電話 03-3488-5603
☐ 多摩市 多摩市総合オンブズマン	電話 042-338-6809
☐ 東京都国民健康保険団体連合会 介護相談指導課	電話 03-6238-0177

個人情報使用同意書

当事業所では、利用者およびその家族に関する個人情報について、以下のとおり取り扱いたします。

1. 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- (1) 当ステーションは、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
- (2) サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- (3) この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- (4) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

2. 個人情報の保護については、以下のとおり取り扱います。

(1) 個人情報の使用目的

- ① 利用者のための訪問看護サービス計画又は居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、地域ケア会議、介護支援専門員とサービス事業所との連絡調整等において必要な場合
- ② 主治医又は歯科医師等への報告や連絡の際に必要な場合
- ③ 利用者が入院又は入所に至った場合、在宅での医療的状況の意見を求められた場合
- ④ 介護および医療保険請求に関する業務、会計・経理に関する業務を適切に行う場合
- ⑤ 良質な看護を提供するための研究、学会発表の際に利用する場合（但し、個人が特定されないよう配慮し、利用時には改めて同意書を取得）
- ⑥ 学生が実習するたえに必要な最小限の情報が必要な場合（但し、実習記録等に関しては個人が特定されないよう配慮する）
- ⑦ 行政、外部監査機関による指導・監査対応の際に必要な場合
- ⑧ 感染症及び災害等の緊急事態に、協力する機関や事業所と情報共有する際に必要な場合

(2) 使用する事業所の範囲

利用者の居宅支援事業所、関連サービス事業所・医療機関、管轄保健センターや市区役所担当者として扱います。

- (3) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。
- (4) 個人情報を使用した会議においては、出席者、内容等を記録します。
- (5) 開示請求

個人情報は開示・訂正・削除・利用停止を請求する権利があります。手続きにあたっては確認の上対応させていただきますので、必要とする場合は下記へご連絡ください。

